

○苦情等について

オルタナ信託株式会社(以下「当社」といいます。)では、社内規程として「苦情等対応規程」を制定し、お客様からの苦情等のお申し出に際しましては、お客様の立場を尊重し、迅速、誠実かつ公平な対応を図ることを基本方針としております。当社とのお取引に係る苦情等の申し出につきましては、以下の各窓口をご参照ください。

【苦情相談窓口】

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町 1-9-8 人形町 PREX 3階

オルタナ信託株式会社

TEL:03-6820-9640

○信託協会 信託相談所

信託相談所は、信託に関するご照会やご相談の窓口として、信託協会が運営しており、信託兼営金融機関(信託銀行等)や信託会社の信託業務等に対するご要望や苦情をお受けしております。信託相談所のご利用は無料です。

詳しくは、[信託協会\(信託相談所\)のホームページ](#)をご参照ください。

また、信託銀行等の信託業務等についてお客さまから苦情の申出を受け、原則として2ヵ月を経過してもトラブルが解決しない場合には「あっせん委員会」をご利用いただけます。詳しくは、信託相談所にお尋ねください。

0120-817-335 または **03-6206-3988**

受付日:月曜日～金曜日(祝日および銀行の休業日を除く)

受付時間:9:00～17:15

※信託協会は信託業法および金融機関の信託業務の兼営等に関する法律上の指定紛争解決機関です。